三　調査地域		放射線の量（土砂による水の濁りの発生に伴うもの）
粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	
四　調査地点		
粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点		
五　調査期間等		
粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯		

れがあると認められる地域		
三　予測地点		
粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点		
四　予測対象時期等		
工事による放射線に係る環境影響が最大となる時期		

一　調査すべき情報		
イ　放射線の量の状況		
ロ　濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）		
ハ　流れの状況		
ニ　土質の状況		
二　調査の基本的な手法		
文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量との測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析		
三　調査地域		
対象埋立て又は干拓事業実施区域及びその周辺の区域		
四　調査地点		
水域の濁りの特性及び土砂による水の濁りの特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点		
五　調査期間等		
水域の濁りの特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期		

一　予測の基本的な手法		
事例の引用又は解析		
二　予測地域		
調査地域のうち、水域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域		
三　予測地点		
水域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点		
四　予測対象時期等		
工事に伴う放射線に係る環境影響が最大となる時期		

一　予測の基本的な手法		
建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握		
二　予測地域		
対象埋立て又は干拓事業実施区域		
三　予測対象時期等		
工事期間		

別表第二の備考に次のように加える。

八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○経済産業省令第四十八号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

平成二十七年六月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十六年経済産業省令第七十二号）を次のように改正する。

第二条中「規定による計画段階配慮事項」を「計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項」に改める。

第四条第一項第二号イに次のように加える。

⑺　一般環境中の放射性物質の状況

第五条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

第六条に次の一号を加える。

七　前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化を把握できること。

第十一条中「規定による」を削る。

第十四条第四項中「規定による」を削る。

第十六条第一項中「規定による」を削り、第一項第三号カ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に改める。

第十七条第二項中「第六条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に、同条第四項中「法第五条第一項第四号」を「法第五条第一項第七号」に改める。

第十九条中「法第十一条第三項の規定による」を「法第十一条第四項の」に改める。

第二十条中「法第十一条第三項」を「法第十一条第一項」に、「同条第一項中」を「第四条第一項中」に改める。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項において準用する第五条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。